ΛВ

 \bigcirc

 \bigcirc

愛媛県報

発 行 **愛 媛 県**

第1522号

印 刷 岡田印刷株式会社

平成16年1月9日金曜日 第1522号

ም 🛆

規 則
愛媛県消防学校規則の一部を改正する規則
告示
医療機関の指定1
指定医療機関の名称の変更1
指定医療機関の廃止2
指定医療機関の辞退2
大規模小売店舗の変更の届出の概要等(3件)2
大規模小売店舗の届出に係る市町村等の意見の概要3
土地改良区役員の就退任の届出(3件)4
町営土地改良事業の施行の関係書類の縦覧(6件)5
愛媛県林業構造事業費補助金交付規程の一部改正6
保安林の指定の解除 (2件)6
解除予定保安林
保安林の指定施業要件の変更予定7
同意の成立 (漁獲共済)
漁業の免許
公有水面埋立免許の出願
公有水面埋立免許
公有水面埋立工事のしゅん功認可11
開発行為に関する工事の完了12
建築基準法に基づく指定確認検査機関の指定の一部改正12
公告
特定非営利活動法人の設立の認証の申請の公告12
公安委員会規則
愛媛県警察署の名称、位置及び管轄区域条例施行規則及び愛媛
県警察の交番等の名称、位置及び所管区に関する規則の一部を
改正する規則12

規 則

○愛媛県規則第1号

愛媛県消防学校規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成16年1月9日

愛媛県知事 加 戸 守 行

愛媛県消防学校規則の一部を改正する規則

愛媛県消防学校規則(昭和38年愛媛県規則第65号)の一部 を次のように改正する。

第2条第1項を次のように改める。

愛媛県消防学校長(以下「校長」という。)は、消防学校の教育訓練の基準(平成15年11月消防庁告示第3号)に基づき、学校教育の種類又は種別ごとに教科目及び時間数を定めるものとする。

第2条第2項中「愛媛県消防学校長(以下「校長」という。)」を「校長」に、「教科目別時間数を短縮する」を「時間数を増減する」に改める。

第11条第2項中「普通教育」を「基礎教育」に改める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

告 示

○愛媛県告示第1号

結核予防法(昭和26年法律第96号)第36条第1項の規定により、次のとおり医療機関を指定した。

平成16年1月9日

愛媛県知事 加 戸 守 行

指 定番 号	開設者の氏 名又は名称	名 称	所 在 地	指 定年月日
2616	片 山 純	三瀬医院	八幡浜市1182 - 1	平成15年 11月 4 日
2617	廣瀬正典	広瀬クリニック	今治市拝志3-1	平成15年 12月 1 日
2618	医療法人 周 水 舎	ふじえだファミ リークリニック	伊予三島市中曽根 町下秋則5074	平成15年 12月 1 日
2619	社会福祉法人 旭 川 荘	旭川荘南愛媛病 院	北宇和郡広見町大 字永野市1607	平成15年 12月19日
2620	医療法人 かざはやクリニ ック	医療法人 かざ はやクリニック	北条市中西内618	平成15年 12月19日
2621	医療法人 港南歯科クリニ ック	港南歯科クリニック	伊予市米湊1490 - 1	平成15年 12月19日
2622	麻生田 幸 雄	麻生田医院	宇和島市中央町一 丁目 3 - 14	平成15年 12月19日
10612	吉村調剤薬局有 限会社	吉村調剤薬局 城辺店	南宇和郡城辺町甲 2463 - 2	平成15年 10月 1 日
10613	田窪康雄	グリーン薬局	越智郡伯方町大字 木浦甲3448 - 1	平成15年 10月 1 日
10614	株式会社 ス エ ト ッ プ	しんぐう薬局	宇摩郡新宮村大字 新宮50	平成15年 12月 1 日

○愛媛県告示第2号

結核予防法(昭和26年法律第96号)第36条第1項の規定により指定した医療機関が、名称を次のように変更した。 平成16年1月9日

愛媛県知事 加 戸 守 行

指番	定号	新	ŕ	3	称	旧	£	3	称	所	在	地	変年	月	更日
106	510	青	空	薬	局	柿	原	薬	局	宇和!	島市柿原 4	7甲13	平月 11月	成15 月 1	5年
17	757	医療和会	法	人社[2花	団久 病院	医和分病院	療法 <i>人</i> 会 ゴ 記	\社[z花:	団久 外科	新居法	兵市喜》 13 - 2	ć地町 9	平月 12月	成15 月 1	年 日
2	103		こし	盾環	器ク	Ш	好	医	院	伊予3 1181	三島市第 - 1		平月 12月	成15 月 3	5年

○愛媛県告示第3号

結核予防法(昭和26年法律第96号)第36条第1項の規定により指定した次の指定医療機関は、廃止年月日欄に掲げる日に廃止されたので、同項の規定による指定医療機関の指定の効力は、同日をもって消滅した。

平成16年1月9日

愛媛県知事 加 戸 守 行

指 定番 号	開名	設 者		氏称	名	7	称	所	在	地	廃年	月	山田
1012	越	智	道	弘	越智外	科医	院	今治市 目 2 ·	5別宮町 · 20	工二丁		戎15 月 6	
1735	片	Щ		純	三瀬	病	院	八幡沙	兵市118	2 - 1		戎15 月30	
10521	吉	村	すみ	光代	吉村調剤城辺店	削薬局	5	南宇和 2463 -	□郡城辺 · 2	四町甲		戎15 月30	
10539	田	窪	康	雄	グリー	ン薬	局		邶伯方≡ 月1601 -			戎15 月30	
10603	周	村	和	枝	なごみ記	周剤薬	詞	伊予郡 田857	水砥部 - 3]高尾		戎15 月30	
2615	医肠陽	療法人 成		会	広瀬クリ	ノニッ	ク	今治市	5拝志 3	3 - 1		成15 月19	

1955	医療法人藤 枝 小 児	科	藤枝	小	児	科	伊予三島市中央二 丁目3-8	平成15年 11月21日
1052	麻生田 幸	雄	麻生	田	医	院	宇和島市中央町二 丁目 3 - 1	平成15年 11月30日
2425	土井田 純	治	かざはック	けや	クリ	_	北条市中西内618	平成15年 11月30日
2114	阿部定	則	鳥生	Ξ [<u>医</u>	院	今治市北鳥生町四 丁目403 - 1	平成15年 12月 1 日

○愛媛県告示第4号

結核予防法(昭和26年法律第96号)第36条第4項の規定により、次のとおり指定医療機関の辞退があった。

平成16年1月9日

愛媛県知事 加 戸 守 行

指定番号	開設者 名又は	の氏名称	名	称	所	在	地	辞年	月	退日
10074	有限会社 天寿堂	薬局	有限会社 堂薬局	天寿	宇和原一丁	島市恵美 目 1 -	美須町 1	平/ 9 /	戎15 月30	5年 0日

○愛媛県告示第5号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第2項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第6条第3項において準用する法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び 松山地方局産業経済部商工労政課並びに松山市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成16年1月9日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所 在地	変更しようとする事項	変 更 前	変 更 後	変更する 年 月 日	届出年月日
パルティ・フジ北斎院	松山市北斎院町698 番1外	駐車場の自動車の出入口の 数	6 か所	7 か所	平成15年 4月17日	平成15年 12月 4 日

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び松山地方局産業 経済部商工労政課並びに松山市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

- ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- イ 当該大規模小売店舗の名称
- ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見
- (2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第6号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第2項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第6条第3項において準用する法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び 松山地方局産業経済部商工労政課並びに重信町役場において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成16年1月9日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所 在地	変更しようとする事項	変 更 前	変 更 後	変更する 年 月 日	届出年月日
フジグラン重信・ディ ック E X重信	温泉郡重信町野田三 丁目 1 番13号外	駐車場の自動車の出入口の 数	23か所	24か所	平成15年 12月 5 日	平成15年 12月 4 日

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び松山地方局産業 経済部商工労政課並びに重信町役場において告示の日から1月間縦覧に供する。

- (1) 意見書に記載すべき事項
 - ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - イ 当該大規模小売店舗の名称
 - ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見
- (2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第7号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第2項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第6条第3項において準用する法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び 松山地方局産業経済部商工労政課並びに松山市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成16年1月9日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所 在地	変更しようとする事項	変 更 前	変 更 後	変更する 年 月 日	届出日日
マルヨシセンター山越店	松山市山越三丁目77 2番地外	大規模小売店舗において小 売業を行う者の開店時刻及 び閉店時刻	開店時刻 午前10時 閉店時刻 午後10時	開店時刻 午前 9 時 閉店時刻 午後10時	平成15年 12月26日	平成15年 12月11日
		来客が駐車場を利用するこ とができる時間帯	午前9時45分から 午後10時15分まで	午前8時45分から 午後10時15分まで		
マルヨシセンター椿店	松山市古川北四丁目 513番 1	大規模小売店舗において小 売業を行う者の開店時刻及 び閉店時刻	開店時刻 午前10時 閉店時刻 午後10時	開店時刻 午前9時 閉店時刻 午後10時		平成15年 12月15日
		来客が駐車場を利用するこ とができる時間帯	午前9時45分から 午後10時15分まで	午前 8 時45分から 午後10時15分まで		

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び松山地方局産業 経済部商工労政課並びに松山市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

- (1) 意見書に記載すべき事項
 - ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - イ 当該大規模小売店舗の名称
 - ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見
- (2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第8号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第8条第1項の規定により市町村から聴取した意見及び同条第2項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。

これらの意見は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び松山地方局産業経済部商工労政課並びに松山市役所において 告示の日から1月間縦覧に供する。 平成16年1月9日

愛媛県知事 加 戸 守 行

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	法第8条第1項の規定により市町村から 聴取した意見の概要	法第8条第2項の規定により述べられた 意見の概要
ニトリ松山店	松山市中央一丁目86番地外	生活環境保持の見地からの意見はなし。	・交通安全対策に配慮した駐車場の自動車の出入口の設定を行うこと。 ・必要な駐車台数を確保すること。 ・来店車両が店舗に円滑に入・出庫するための対策を講じること。 ・店舗周辺における騒音対策を講じること。

○愛媛県告示第9号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、西条市古川乙土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成16年1月9日

愛媛県知事 加 戸 守 行

就 任

役員の種類	氏			名	住	所
理事	青	木		徹	西条市古川甲27番地 3	
"	明	比		勲	西条市中野甲924番地	
"	石	Ш		孝	西条市古川乙53番地 5	
"	伊	東		要	西条市古川乙161番地	
"	加	藤	友ス	大郎	西条市禎瑞653番地	
"	高	橋	静	雄	西条市禎瑞617番地	
"	長	井	勝	世	西条市禎瑞629番地	
"	広	瀬		司	西条市古川乙43番地 2	
"	真	木	秀	明	西条市古川乙251番地	
"	Ξ	崎	数	広	西条市禎瑞1163番地 2	
"	宮	武	益	男	西条市禎瑞670番地	
"	山	地	伸	_	西条市古川甲159番地 1	
監 事	伊	東		章	西条市禎瑞618番地	
"	瀬	尾	宗	孝	西条市禎瑞641番地	

退任

役員の種類	氏			名	住	所
理事	青	木		徹	西条市古川甲27番地 3	
"	明	比		孝	西条市中野甲924番地	
"	池	田		博	西条市禎瑞626番地	
"	伊	東		要	西条市古川乙161番地	
"	岩	本	幸	雄	西条市禎瑞311番地	
"	加	藤	友ス	比郎	西条市禎瑞653番地	
"	高	橋	静	雄	西条市禎瑞617番地	
"	長	井	勝	世	西条市禎瑞629番地	
"	真	木	秀	明	西条市古川乙251番地	
"	Ξ	崎	数	広	西条市禎瑞1163番地 2	
"	宮	武	益	男	西条市禎瑞670番地	
"	山	地	伸	_	西条市古川甲159番地 1	
監 事	伊	東		章	西条市禎瑞618番地	
"	瀬	尾	宗	孝	西条市禎瑞641番地	

○愛媛県告示第10号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、東予市壬生川土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成16年1月9日

愛媛県知事 加 戸 守 行

就 任

役員の種類	氏		名		住	所
理事	矢	野		要	東予市壬生川848番地の 1	
"	玉	井	功	美	東予市壬生川640番地の 2	
"	稲	井	盛	司	東予市壬生川551番地の4	
"	柳	瀬	幸	夫	東予市壬生川903番地	
"	稲	井	敏	夫	東予市喜多台392番地の3	
"	稲	井	馬	吉	東予市大新田227番地	
監事	柳	瀬	利	治	東予市壬生川453番地の 1	
"	垂	水		強	東予市喜多台539番地の 2	

退任

役員の種類	氏			名	住	所
理事	矢	野	賢	_	東予市壬生川587番地の1	
"	矢	野		要	東予市壬生川848番地の1	
"	柳	瀬	利	治	東予市壬生川453番地の1	
"	柳	瀬	幸	夫	東予市壬生川903番地	
"	玉	井	功	美	東予市壬生川640番地の2	
"	稲	井	豊	治	東予市喜多台544番地	
監事	稲	井	馬	吉	東予市大新田227番地	
"	稲	井		昇	東予市壬生川561番地	

○愛媛県告示第11号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、温泉郡中島町土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

- 111. - 1. 11 - 111. - 111 - 111. - 111 - 111. - 111. - 111. - 111. - 111. - 111. - 111. - 111. - 111. - 111.

平成16年1月9日

愛媛県知事 加 戸 守 行

就 任

役員の種類	氏	名		住	所
理 事	岡古	重正		温泉郡中島町大字大 温泉郡中島町大字大	

"	大	濱	信	男	温泉郡中島町大字大浦530番地
"	雲	出		豊	温泉郡中島町大字大浦1538番地
"	松	村	博	信	温泉郡中島町大字大浦1591番地
"	南		和	樹	温泉郡中島町大字小浜489番地
"	田	原	英	記	温泉郡中島町大字小浜895番地
"	高	橋		紀	温泉郡中島町大字小浜28番地
"	徳	Щ	年	春	温泉郡中島町大字長師1009番地
"	土	居	尊	富	温泉郡中島町大字長師1411番地
"	新	藤	修	=	温泉郡中島町大字宮野565番地
"	池	下	克	明	温泉郡中島町大字宮野403番地2
"	石	原	市	郎	温泉郡中島町大字神浦583番地
"	太	田	正	志	温泉郡中島町大字神浦785番地
"	吉	畄	勝	利	温泉郡中島町大字神浦1636番地
監 事	岡	田	幸	雄	温泉郡中島町大字神浦1613番地
"	高	橋	定	行	温泉郡中島町大字小浜甲1334番地
	" " " " " " " " "	""""""""""""""""""""""""""""""""""""""	"""	""""""""""""""""""""""""""""""""""""""	""""""""""""""""""""""""""""""""""""""

退任

役員の種類	氏		名		住 所
理事	俊	成	芳	秀	温泉郡中島町大字大浦663番地
"	大	宮	孝	志	温泉郡中島町大字大浦1781番地
"	大	本		_	温泉郡中島町大字大浦3226番地
"	中	野	村	吉	温泉郡中島町大字大浦3215番地
"	黒	田	隆	介	温泉郡中島町大字大浦1518番地
"	南		和	樹	温泉郡中島町大字小浜489番地
"	高	橋		紀	温泉郡中島町大字小浜28番地
"	河	崎	康	範	温泉郡中島町大字小浜902番地
"	徳	Щ	年	春	温泉郡中島町大字長師1009番地
"	野	中	儀	_	温泉郡中島町大字長師1016番地
"	田	中	福	重	温泉郡中島町大字宮野1789番地
"	新	藤	修	=	温泉郡中島町大字宮野565番地
"	吉	岡	勝	利	温泉郡中島町大字神浦1636番地
"	石	原	市	郎	温泉郡中島町大字神浦583番地
"	太	田	正	志	温泉郡中島町大字神浦785番地
監事	岡	田	幸	雄	温泉郡中島町大字神浦1834番地
"	高	橋	定	行	温泉郡中島町大字小浜甲1334番地

○愛媛県告示第12号

砥部町から協議のあった町営土地改良事業(県単独補助土地改良事業(かんがい排水)・麻生地区)の施行は、適当と認められるので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の2第5項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成16年1月9日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
- (1) 町営土地改良事業(県単独補助土地改良事業(かんがい排水)・麻生地区)計画書の写し
- (2) 砥部町営土地改良事業等の分担金等徴収に関する条例 の写し
- 2 縦覧期間

平成16年1月10日から1月29日まで

3 縦暫場所

砥部町役場

○愛媛県告示第13号

砥部町から協議のあった町営土地改良事業(県単独補助土地改良事業(かんがい排水)・宮内(1)地区)の施行は、適当と認められるので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の2第5項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成16年1月9日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
- (1) 町営土地改良事業(県単独補助土地改良事業(かんがい排水)・宮内(1)地区)計画書の写し
- (2) 砥部町営土地改良事業等の分担金等徴収に関する条例 の写し
- 2 縦覧期間 平成16年1月10日から1月29日まで
- 3 縦覧場所 砥部町役場

○愛媛県告示第14号

内子町から協議のあった町営土地改良事業(県単独補助土地改良事業(農道)・本村地区)の施行は、適当と認められるので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の2第5項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成16年1月9日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
 - (1) 町営土地改良事業(県単独補助土地改良事業(農道)
 - ・本村地区)計画書の写し
 - (2) 内子町営土地改良事業等の経費の分担金等徴収に関する条例の写し
- 2 縦覧期間 平成16年1月10日から1月29日まで
- 3 縦覧場所 内子町役場

○愛媛県告示第15号

内子町から協議のあった町営土地改良事業(県単独補助土地改良事業(かんがい排水)・熊の滝地区)の施行は、適当と認められるので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の2第5項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成16年1月9日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
- (1) 町営土地改良事業(県単独補助土地改良事業(かんがい排水)・熊の滝地区)計画書の写し
- (2) 内子町営土地改良事業等の経費の分担金等徴収に関する条例の写し
- 2 縦覧期間

平成16年1月10日から1月29日まで

3 縦覧場所

内子町役場

○愛媛県告示第16号

五十崎町から協議のあった町営土地改良事業(県単独補助土地改良事業(かんがい排水)・岡地区)の施行は、適当と認められるので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の2第5項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成16年1月9日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
- (1) 町営土地改良事業(県単独補助土地改良事業(かんがい排水)・岡地区)計画書の写し
- (2) 五十崎町営土地改良事業等の経費の分担金等徴収に関する条例の写し
- 2 縦覧期間

平成16年1月10日から1月29日まで

3 縦覧場所

五十崎町役場

○愛媛県告示第17号

五十崎町から協議のあった町営土地改良事業(県単独補助土地改良事業(かんがい排水)・門松地区)の施行は、適当と認められるので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の2第5項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成16年1月9日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
- (1) 町営土地改良事業(県単独補助土地改良事業(かんがい排水)・門松地区)計画書の写し
- (2) 五十崎町営土地改良事業等の経費の分担金等徴収に関する条例の写し
- 2 縦覧期間

平成16年1月10日から1月29日まで

3 縦覧場所

五十崎町役場

○愛媛県告示第18号

愛媛県林業構造改善事業費補助金交付規程(昭和40年11月 愛媛県告示第1037号)の一部を次のように改正し、告示の日 から施行し、平成15年度分の補助金から適用する。

平成16年1月9日

愛媛県知事 加 戸 守 行

第1条中「一部事務組合」を「地方公共団体の組合」に改める。

第2条中「別表第7」を「別表第6」に改める。

第4条第1項及び第5条中「別表第6」を「別表第5」に 改める。

別表第1林業・木材産業構造改革推進事業の部2の項経費

の配分の変更の欄2、同項事業の内容の変更の欄及び別表第2 林業経営構造対策事業の部1の項(6)補助率の欄イ中「別表第7」を「別表第6」に改める。

別表第3木材産業構造改革事業の部1の項経費の欄中「林業経営構造対策事業計画」を「木材産業構造改革事業計画」に改め、同項(3)補助率の欄ア中「林業経営の構造対策」を「木材産業の構造改革」に改め、同項(3)同欄イ中「別表第7」を「別表第6」に、「林業経営の構造対策」を「木材産業の構造改革」に改める。

別表第5経営基盤強化林業構造改善事業の部を削る。

別表第6を削り、別表第7二の表林業生産効率化事業の部効率化施設整備事業の項呼称単位の欄中「個所」を「箇所」に改め、同表経営安定化支援体制整備事業の部特用林産物活用施設等整備事業の項工種又は施設区分の欄及び別表第7四の表しいたけ構造改革促進事業の部特用林産物活用施設等整備事業の項工種又は施設区分の欄中「人口ほだ場」を「人工ほだ場」に改め、別表第7五の表中「五 林業構造改善事業」を「五 地域林業経営集約化型林業構造改善事業」に改め、別表第7五(1)の表を削り、別表第7五(2)の表中「(2) 地域林業経営集約化型林業構造改善事業」を削り、別表第7六の表を削り、別表第7を別表第6とする。

○愛媛県告示第19号

森林法(昭和26年法律第249号)第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成16年1月9日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 解除に係る保安林の所在場所 越智郡吉海町大字福田2の4
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 解除の理由 道路用地とするため

○愛媛県告示第20号

森林法(昭和26年法律第249号)第26条の2第2項の規定 により、次のように保安林の指定を解除する。

平成16年1月9日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 解除に係る保安林の所在場所

松山市由良町乙96の2、乙96の3、乙128の3、乙128の4、乙128の6から乙128の8まで、乙184の3、乙184の5から乙184の7まで、乙190の8、乙203の5、乙203の8、乙274の12、門田町丙233の3・丙233の5・丙233の6(以上3筆について次の図に示す部分に限る。)、丙181の11から丙181の14まで、丙181の20、丙193の5、丙213の8、丙216の2、丙217の5、丙217の6、丙224の7、丙233の15、泊町甲462の190、甲462の192、甲462の201、甲462の254

2 保安林として指定された目的

魚つき

3 解除の理由

農道用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を愛媛県庁及び松山市 役所に備え置いて縦覧に供する。)

-111. -- (11 -- 111. -- (11 -- 111. -- (11 -- 111. -- 111. -- (11 -- 111. -- 1

○愛媛県告示第21号

次の保安林を解除予定保安林にしたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の2第1項の規定により告示する。 平成16年1月9日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 解除予定保安林の所在場所 南宇和郡城辺町僧都850の7
- 2 保安林として指定された目的 水源のかん養
- 3 解除の理由 道路用地とするため

○愛媛県告示第22号

次の保安林の指定施業要件を変更する予定であるから、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

平成16年1月9日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所 東宇和郡野村町大字野村17号14の1、17号23の1、17号 41の1、17号57の1、17号58の1、17号59の1
- 2 保安林として指定された目的 公衆の保健

- 3 変更後の指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。 大字野村17号59の1
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定め ない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立 木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定め る標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛媛県庁及び野村町役場に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第23号

次の区域及び区分の特定第2号漁業者の同意は漁業災害補償法(昭和39年法律第158号)第108条第2項に規定する要件に適合すると認めるので、同条第5項において準用する同法第105条の2第4項の規定に基づき、次のとおり公示する

平成16年1月9日

愛媛県知事 加 戸 守 行

	X	域	区	分
; [深浦区域(司組合の地	深浦漁業協区)	主としてまき網を使用	用して営む漁業

○愛媛県告示第24号

漁業法(昭和24年法律第 267 号)第10条の規定に基づき平成16年 1 月 1 日次のように定置漁業を免許した。 平成16年 1 月 9 日

愛媛県知事 加 戸 守 行

免許番号	漁業権者の住所及び氏名	免 許 の 内 容	漁業権の存続期間
定第1号	西宇和郡伊方町二見甲1325番地の 1	平成15年 9 月12日愛媛県	平成16年1月1日から
	樫 尾 象 志	告示第1802号のとおり	平成20年12月31日まで
定第2号	南宇和郡西海町内泊244番地	平成15年9月12日愛媛県	平成16年1月1日から
	吉 田 正 志	告示第1802号のとおり	平成20年12月31日まで

○愛媛県告示第25号

次のように公有水面埋立法(大正10年法律第57号。以下「法」という。)第2条第1項の規定に基づく埋立ての免許の出願があった。

法第3条第1項に規定する書面及び関係図書は、愛媛県庁 、西条地方局伊予三島土木事務所及び伊予三島市役所におい て告示の日から起算して3週間公衆の縦覧に供する。

平成16年1月9日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 出願者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、 その代表者の氏名及び住所 伊予三島市

アー位置

(1) 埋立区域

伊予三島市宮川 4 丁目 6 番55号

伊予三島市中之庄町 217 番地 2

2 埋立区域及び埋立てに関する工事の施行区域

代表者 市長 篠永善雄

(ア) 全体

伊予三島市寒川町字岩崎4781番から同市具定町字 倉之内 708番3までの地先公有水面

(イ) 1 工区

伊予三島市寒川町字岩崎4781番から同市寒川町字 神ノ木 229番1までの地先公有水面

(ウ) 2 工区

伊予三島市寒川町字岩崎4781番から同市具定町字 倉之内708番3までの地先公有水面

イ 区域

(ア) 全体

次の各点を順次直線で結んだ線並びに1点と6点を結ぶ平成14年の秋分の満潮位(D.L.+433メートル)における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

基点(国土地理院「浜之前(偏心点)」四等三角 点、伊予三島市中之庄町1671番1)は、北緯33度58 分44.1225秒、東経133度31分283768秒の地点

1点は、基点から真北 218 度52分13秒905 21メートルの地点

2 点は、1 点から真北 327 度27分05秒379 39メートルの地点

3点は、2点から真北57度27分05秒500 00メート ルの地点

4点は、3点から真北147度27分05秒21950メートルの地点

5 点は、4 点から真北57度27分05秒1 .66メートル の地点

6点は、5点から真北 147 度27分05秒134 98メートルの地点

(イ) 1 工区

次の各点を順次直線で結んだ線並びに1点と9点を結ぶ平成14年の秋分の満潮位(D.L.+433メートル)における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

基点(国土地理院「浜之前(偏心点)」四等三角 点、伊予三島市中之庄町1671番1)は、北緯33度58 分44.1225秒、東経133度31分283768秒の地点

1点は、基点から真北 218 度52分13秒905 21メートルの地点

7点は、1点から真北327度27分05秒15989メートルの地点

8点は、7点から真北57度27分05秒400 .00メート ルの地点

9点は、8点から真北 147 度27分05秒154 30メートルの地点

(ウ) 2 工区

次の各点を順次直線で結んだ線並びに9点と6点を結ぶ平成14年の秋分の満潮位(D.L.+433メートル)における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

基点(国土地理院「浜之前(偏心点)」四等三角 点、伊予三島市中之庄町1671番1)は、北緯33度58 分44.1225秒、東経133度31分283768秒の地点

9点は、基点から真北 205 度45分15秒538 32メートルの地点

8点は、9点から真北327度27分05秒15430メートルの地点

7点は、8点から真北237度27分05秒400.00メートルの地点

2点は、7点から真北327度27分05秒21950メートルの地点

3点は、2点から真北57度27分05秒500.00メート ルの地点

4点は、3点から真北147度27分05秒21950メートルの地点

5 点は、4 点から真北57度27分05秒1 .66メートル の地点

6 点は、5 点から真北 147 度27分05秒134 98メートルの地点

ウ 面積

全体 194 /427 .95平方メートル

1 工区 69,952 29平方メートル

2 工区 124 475 .66平方メートル

(2) 埋立てに関する工事の施行区域

ア 位置

(ア) 全体

伊予三島市寒川町字岩崎4782番から同市具定町字 倉之内 623番2までの地先公有水面及び陸域

(イ) 1 工区

伊予三島市寒川町字岩崎4782番から同市寒川町字 神ノ木 229番1までの地先公有水面及び陸域

(ウ) 2 工区

伊予三島市寒川町字岩崎4782番から同市具定町字 倉之内 623番2までの地先公有水面及び陸域

イ 区域

(ア) 全体

次の各点を順次直線で結んだ線並びにA点とG点を結んだ線により囲まれた区域

基点(国土地理院「浜之前(偏心点)」四等三角点、伊予三島市中之庄町1671番1)は、北緯33度58分44.1225秒、東経133度31分283768秒の地点

A点は、基点から真北 223 度16分25秒1 ,039 .69メートルの地点

B点は、A点から真北 327 度27分05秒494 .60メートルの地点

C点は、B点から真北57度27分05秒800 .00メート ルの地点

D点は、C点から真北 147 度27分05秒478 .62メートルの地点

E点は、D点から真北 226 度21分55秒254 .75メートルの地点

F点は、E点から真北 228 度24分37秒155 48メートルの地点

G点は、F点から真北 233 度56分01秒130 .04メートルの地点

(イ) 1 工区

次の各点を順次直線で結んだ線並びにA点とG点を結んだ線により囲まれた区域

基点(国土地理院「浜之前(偏心点)」四等三角 点、伊予三島市中之庄町1671番1)は、北緯33度58 分44.1225秒、東経133度31分283768秒の地点 A点は、基点から真北223度16分25秒1,039.69メ ートルの地点

H点は、A点から真北 327 度27分05秒126 .10メートルの地点

I点は、H点から真北57度27分05秒550 .00メート ルの地点

E点は、I点から真北 147 度27分05秒159 .11メートルの地点

F点は、E点から真北 228 度24分37秒155 .48メートルの地点

G点は、F点から真北 233 度56分01秒130 .04メートルの地点

(ウ) 2 工区

次の各点を順次直線で結んだ線並びにE点とD点を結んだ線により囲まれた区域

基点(国土地理院「浜之前(偏心点)」四等三角 点、伊予三島市中之庄町1671番1)は、北緯33度58 分44.1225 秒、東経133度31分283768秒の地点 E点は、基点から真北205度19分15秒54086メートルの地点

I点は、E点から真北 327 度27分05秒159 .11メートルの地点

H点は、I点から真北237度27分05秒550.00メートルの地点

B点は、H点から真北 327 度27分05秒368 50メートルの地点

C点は、B点から真北57度27分05秒800 00メート ルの地点

D点は、C点から真北 147 度27分05秒478 .62メートルの地点

ウ面積

全体 421 A48 の1平方メートル 1 工区 92 995 23平方メートル 2 工区 328 A52 78平方メートル

3 埋立地の用途

用	途	配	置	;	規	模
パルプ・細 工品製造業		埋立地の北側に位	置	約	106	950 m²
製造業用地	ļ	埋立地の南側に位	置	約	40	,710 m²
建設業用地	ļ	埋立地の西側にあ・紙・紙加工品製 造業用地との間に	って、パルプ 造業用地と製 位置	約	19	300 m²
廃棄物処理	2業用地	パルプ・紙・紙加 地、緑地、製造業 業用地の間に位置	用地及び建設	約	8	060 m²
緑地		埋立地の東側に位	置	約	15	400 m ²
護岸用地		埋立地の外周に位	置	約	4	,010 m²

4 出願年月日

平成15年12月16日

○愛媛県告示第26号

公有水面埋立法(大正10年法律第57号)第2条第1項の規

定により、次のように埋立てを免許した。

平成16年1月9日

弓削港港湾管理者 愛媛県

代表者 愛媛県知事 加 戸 守 行

1 埋立ての免許を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに 法人にあっては、その代表者の氏名及び住所

愛媛県

松山市一番町四丁目 4 番地 2 代表者 知事 加戸守行 松山市北持田町 122 番地

- 2 埋立区域及び埋立てに関する工事の施行区域
 - (1) 埋立区域

ア位置

(ア) 1 工区

越智郡弓削町下弓削 119 番から同 121 番 1 を経て同 121 番 2 に至る間の地先公有水面

(イ) 2 工区

越智郡弓削町明神 652 番から同町下弓削1030番 2 に至る間の地先公有水面

(ウ) 3 工区

越智郡弓削町明神60番から同73番を経て同62番に 至る間の地先公有水面

イ 区域

(ア) 1 工区

次の1点から8点までを順次直線で結んだ線、8点と9点を結ぶ平成14年秋分の満潮位(T.P.+1.71メートル)における公有水面と岳ノ下防波堤との境界線並びに9点と1点を結ぶ平成14年秋分の満潮位(T.P.+1.71メートル)における陸と公有水面との接する線により囲まれた区域

基点(越智郡弓削町下弓削 119 番地先の岳ノ下防 波堤先端に設置された金属鋲)は、北緯34度15分30 秒、東経 133 度12分05秒の地点

1点は、基点から真北66度24分26秒185 39メート ルの地点

2 点は、1 点から真北 205 度30分16秒6 .69メート ルの地点

3 点は、2 点から真北 295 度38分52秒 70 .09 メートルの地点

4点は、3点から真北205度38分52秒1.11メート ルの地点

5 点は、4 点から真北 295 度38分52秒4 20メート ルの地点

6点は、5点から真北25度38分52秒1.11メートル の地点

7点は、6点から真北295度38分52秒2792メートルの地点

8 点は、7 点から真北 287 度31分45秒3 92メート ルの地点

9点は、8点から真北31度12分46秒 10 88 メート ルの地点

(イ) 2 工区

次の10点から20点までを順次直線で結んだ線並び

に20点と10点を結ぶ平成14年秋分の満潮位(T.P ・+1.71メートル)における陸と公有水面との接する線により囲まれた区域

基点(越智郡弓削町下弓削 119 番地先の岳ノ下防 波堤先端に設置された金属鋲)は、北緯34度15分30 秒、東経 133 度12分05秒の地点

10点は、基点から真北 335 度32分12秒262 .44メートルの地点

11点は、10点から真北 315 度34分24秒9 .66メート ルの地点

12点は、11点から真北 317 度43分18秒9 .66メート ルの地点

13点は、12点から真北 319 度52分13秒9 .66メート ルの地点

14点は、13点から真北 322 度01分07秒9 .66メート ルの地点

15点は、14点から真北 324 度10分02秒9 .66メート ルの地点

16点は、15点から真北 326 度18分56秒9 .66メート ルの地点

17点は、16点から真北 328 度27分51秒9 .66メート ルの地点

18点は、17点から真北 330 度36分45秒9 .66メート ルの地点

19点は、18点から真北 331 度41分12秒 51 95 メートルの地点

20点は、19点から真北 330 度59分59秒 12 .00 メートルの地点

(ウ) 3 工区

次の21点から35点までを順次直線で結んだ線並びに35点と21点を結ぶ平成14年秋分の満潮位(T.P.+1.71メートル)における陸と公有水面との接する線により囲まれた区域

基点(越智郡弓削町下弓削 119 番地先の岳ノ下防 波堤先端に設置された金属鋲)は、北緯34度15分30 秒、東経 133 度12分05秒の地点

21点は、基点から真北 348 度23分29秒593 83メートルの地点

22点は、21点から真北24度25分54秒5 .09メートル の地点

23点は、22点から真北21度03分29秒6 .04メートル の地点

24点は、23点から真北17度31分51秒5 .04メートル の地点

25点は、24点から真北14度08分04秒5 99メートル の地点

26点は、25点から真北11度09分34秒7.08メートル の地点

27点は、26点から真北8度44分23秒12.66メートルの地点

28点は、27点から真北7度20分53秒 19 .71 メート ルの地点

29点は、28点から真北 277 度20分53秒1 .03メート

ルの地点

30点は、29点から真北7度20分53秒050メートルの地点

31点は、30点から真北97度20分53秒0 .40メートル の地点

32点は、31点から真北7度20分53秒2,00メートル の地点

33点は、32点から真北 277 度20分53秒0 40メート ルの地点

34点は、33点から真北7度20分53秒1 35メートル の地点

35点は、34点から真北82度28分48秒1 .42メートル の地点

ウ 面積

1 工区 1,506 .19平方メートル

2 工区 839 .42平方メートル

3 工区 519 39平方メートル

合 計 2,865,00平方メートル

(2) 埋立てに関する工事の施行区域

ア 位置

(ア) 1 工区

越智郡弓削町下弓削 118 番 1 から同 121 番 2 に至る間の地先公有水面及び陸域

(イ) 2 工区

越智郡弓削町明神 652 番から同町下弓削1030番 2 に至る間の地先公有水面及び陸域

(ウ) 3 工区

越智郡弓削町明神58番から同 653 番に至る間の地 先公有水面及び陸域

イ 区域

(7) 1 **I**

次のA点からK点までを順次直線で結んだ線並びにK点とA点を直線で結んだ線により囲まれた区域基点(越智郡弓削町下弓削119番地先の岳ノ下防波堤先端に設置された金属鋲)は、北緯34度15分30秒、東経133度12分05秒の地点

A点は、基点から真北72度31分39秒207 21メート ルの地点

B点は、A点から真北 205 度30分16秒 52 26 メートルの地点

C点は、B点から真北 295 度30分16秒152 51メートルの地点

D点は、C点から真北31度12分46秒 58 .72 メート ルの地点

E点は、D点から真北 130 度59分14秒 12 .03 メートルの地点

F点は、E点から真北 106 度26分58秒 68 92 メートルの地点

G点は、F点から真北 113 度34分12秒6 42メート ルの地点

H点は、G点から真北 134 度47分01秒6 .16メート ルの地点

I点は、H点から真北 165 度26分29秒6 55メート

ルの地点

J点は、I点から真北 177 度21分12秒7 .11メート ルの地点

K点は、J点から真北 138 度57分51秒3 48メート ルの地点

(イ) 2 工区

次の L 点から R 点までを順次直線で結んだ線並び に R 点と L 点を直線で結んだ線により囲まれた区域 基点(越智郡弓削町下弓削 119 番地先の岳ノ下防 波堤先端に設置された金属鋲)は、北緯34度15分30 秒、東経 133 度12分05秒の地点

L点は、基点から真北 336 度01分27秒263 24メートルの地点

M点は、L点から真北 225 度59分18秒 58 40 メートルの地点

N点は、M点から真北 331 度41分12秒185 97メートルの地点

O点は、N点から真北61度41分12秒 43 80 メート ルの地点

P点は、O点から真北 158 度37分19秒 17 .02 メートルの地点

Q点は、P点から真北 144 度56分38秒138 .00メートルの地点

R点は、Q点から真北 140 度04分03秒7 59メート ルの地点

(ウ) 3 工区

次のS点からX点までを順次直線で結んだ線並びにX点とS点を直線で結んだ線により囲まれた区域基点(越智郡弓削町下弓削 119番地先の岳ノ下防波堤先端に設置された金属鋲)は、北緯34度15分30秒、東経 133 度12分05秒の地点

S点は、基点から真北 346 度20分43秒643 32メートルの地点

T点は、S点から真北0度00分00秒4589メートルの地点

U点は、T点から真北90度00分00秒 45 56 メート ルの地点

V点は、U点から真北 172 度12分23秒 71 59 メートルの地点

W点は、V点から真北 195 度12分31秒 43 38 メートルの地点

X点は、W点から真北 270 度15分45秒 21 43 メートルの地点

ウ 面積

1 工区 8,661.49平方メートル

2 工区 8 .943 .74平方メートル

3 工区 4 898 .14平方メートル

合 計 22,503 37平方メートル

3 埋立地の用途

道路用地 約 1,760平方メートル 護岸用地 約 1,080平方メートル 水路用地 約 20平方メートル

4 埋立免許年月日

平成15年12月22日

○愛媛県告示第27号

公有水面埋立法(大正10年法律第57号。以下「法」という。)第22条第1項の規定により、次のように埋立てに関する工事のしゅん功を認可した。

なお、法第22条第3項に規定する図書は、大西町役場において告示の日から起算して10年を経過する日まで閲覧することができる。

平成16年1月9日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 しゅん功認可を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに 法人にあっては、その代表者の氏名及び住所

越智郡陸地部土地開発公社

越智郡波方町大字樋口甲 250 番地

代表者 理事長 片上修二郎

越智郡波方町大字樋口甲 222 番地

2 埋立区域

(1) 位置

越智郡大西町大字脇甲 882 番 4 から同大字大井浜 186 番に至る地先公有水面

(2) 区域

次の1点から10点までを順次直線で結んだ線、10点から真北358度43分27秒15.00メートル地点を円心とする半径15.00メートルの円周で10点と11点とを結ぶ南西側の円弧、11点から14点までを順次直線で結んだ線、並びに14点と1点を結ぶ春分及び秋分の満潮位(T.P.+1.85メートル)における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

基点(越智郡大西町大字脇甲1082番3国土地理院「新開」四等三角点)は、北緯34度03分378307秒、東経132度54分55.6281秒の地点

1点は、基点から真北29度17分40秒507.19メートルの 地点

2 点は、1 点から真北 330 度06分40秒0 .73メートルの 地点

3 点は、2 点から真北 240 度08分30秒1 .05メートルの 地点

4点は、3点から真北330度08分32秒17.68メートルの地点

5 点は、4 点から真北44度37分09秒 56 *6*7 メートルの 地点

6 点は、5 点から真北 315 度45分07秒 27 55 メートル の地点

7 点は、6 点から真北 268 度43分27秒 54 .46 メートル の地点

8 点は、7 点から真北 298 度36分34秒3 94メートルの 地点

9点は、8点から真北327度56分43秒226メートルの 地点

10点は、9点から真北268度39分32秒1028メートルの地点

11点は、10点から真北 313 度44分36秒 21 20 メートル

の地点

12点は、11点から真北 358 度43分27秒 94 98 メートル の地点

13点は、12点から真北88度42分52秒140 96メートルの

14点は、13点から真北43度44分18秒 50 .00 メートルの 地点 (3) 面積

22 200 84平方メートル

- 3 埋立ての免許の年月日及び番号 平成12年3月10日 愛媛県指令11港第564号
- 4 しゅん功認可年月日 平成16年1月9日

○愛媛県告示第28号

都市計画法(昭和43年法律第 100 号)第36条第 1 項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。 平成16年 1 月 9 日

愛媛県知事 加 戸 守 行

検 査 済 証 の 番 号 及 び 交 付 年 月 日	工 事 を 完 了 し た 開 発 区 域 又 は 工 区 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称	開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
15松局伊土検(開)第36号 平成15年12月18日	伊予市上吾川甲1037番 1	伊予市下吾川658番地 3 山 先 弘 晃
15松局伊土検(開)第37号 平成15年12月18日	伊予市上吾川甲1037番 3	伊予市上吾川甲1034番地 谷 平 和 之
15松局伊土検(開)第38号 平成15年12月18日	伊予郡松前町大字西高柳字人家裡208番、209番 1 、210番 1 及び208 番地先農道	伊予市上吾川甲35番地 1 芳我不動産 代表者 芳 我 孝 義
15松局建(開)第24号 平成15年12月22日	北条市八反地字宮山路甲11番 3	山口県岩国市南岩国町五丁目48番35号 玉 井 司

○愛媛県告示第29号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第77条の21第2項の 規定により指定確認検査機関から住所及び確認検査の業務を 行う事務所の所在地の変更の届出があったので、建築基準法 に基づく指定確認検査機関の指定(平成15年6月愛媛県告示 第1344号)の一部を次のように改正する。

平成16年1月9日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 及び4中「愛媛県松山市二番町四丁目1番地5」を「愛媛県松山市千舟町六丁目4番地2」に改める。

公告

〇公 告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成16年1月9日

愛媛県知事 加 戸 守 行

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代	表者	の氏	名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成15年12月25日	特定非営利活動法人 うちぬき21プロジェクト	神	野	顕	彰	西条市神拝甲312番地	この法人は、西条市及びその周辺地域に対して、自然と文化の高揚に関する事業を行い、ふるさとづくりを行うことによって公益に寄与することを目的とする。

公安委員会規則

○愛媛県公安委員会規則第1号

愛媛県警察署の名称、位置及び管轄区域条例施行規則及び 愛媛県警察の交番等の名称、位置及び所管区に関する規則の 一部を改正する規則を次のように定める。 平成16年1月9日

愛媛県公安委員会委員長 宮 本 一 成

愛媛県警察署の名称、位置及び管轄区域条例施行規則 及び愛媛県警察の交番等の名称、位置及び所管区に関 する規則の一部を改正する規則

(愛媛県警察署の名称、位置及び管轄区域条例施行規則の 一部改正) 第1条 愛媛県警察署の名称、位置及び管轄区域条例施行規 則(平成13年愛媛県公安委員会規則第17号)の一部を次の ように改正する。

第2条の表中「、古川町」及び「、朝生田町」を削り、「和泉」を「和泉北四丁目、和泉南一~六丁目」に改める

(愛媛県警察の交番等の名称、位置及び所管区に関する規則の一部改正)

第2条 愛媛県警察の交番等の名称、位置及び所管区に関する規則(昭和45年愛媛県公安委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

別表第1の(9)の表朝生田交番の項所管区の欄中「古川町、」及び「、朝生田町」を削り、「和泉」を「和泉北四丁目、和泉南一~六丁目」に改める。

附 則

この規則は、平成16年1月26日から施行する。

平成16年 1 月 9 日	要 媛	 第1522号